

氏 名	お 尾 下 成 敏
学 位 の 種 類	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 297 号
学位授与の日付	平 成 16 年 11 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学位論文題目	織田政権下における織田系大名の研究

論文調査委員 (主 査) 教 授 藤 井 讓 治 教 授 鎌 田 元 一 教 授 勝 山 清 次

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、織田政権下において国ないし郡規模の地域的支配権を与えられた武将、即ち本論で言う織田系大名に注目することによって、織田政権の歴史的性格を明らかにしようとする研究である。

織田信長の領国で行われた土地政策については、その歴史的位置づけ、つまり戦国大名の土地政策と類似した性格を有するのか、あるいは豊臣政権の実施した太閤検地と類似した性格を有するのか、をめぐり多くの研究が積み重ねられてきた。何故なら、このことは、織田政権を中世最後の権力と見るか、それとも近世最初の統一権力と見るかという問題と深く関連するからである。

序章において、従来の研究史を以下のごとく整理し問題点と課題とを指摘する。従来の研究の多くは、信長の領国で行われた土地政策を信長の政策として分析を進める傾向があるが、一方で織田政権下において検地・指出の如き土地政策が行われる場合、地域の慣行と実施者の裁量に委ねられたとの指摘があり、それを踏まえれば、すべてを信長の政策とする分析方法には問題がある。そこで、信長が家臣を派遣して実施した土地政策と織田系大名が自身の支配領域内で実施した土地政策を区別し、後者の特質や歴史的位置を明らかにする必要があるとする。こうした立場の研究は皆無でなく、柴田勝家の越前八郡における政策や羽柴秀吉の播磨・北近江における政策を扱った研究には、そうした立場に基づくものも見られる。しかし、その歴史的位置づけとなると見解は定まっていない。

信長領国で実施された土地政策が彼の政策として分析されてきた背景には、織田系大名の支配領域内における知行安堵・知行宛行などの重要な権限を掌握していたのが織田系大名ではないとの理解、言い換えると、かかる権限を掌握していたのは信長であるとの理解があった。しかし、こうした理解は、越前八郡(坂北・坂南・吉田・足羽北・足羽南・丹生北・今北西・今南東)を支配した柴田氏や山城西岡を支配した細川(長岡)藤孝の事例分析から導き出されたものであり、それ以外の織田系大名の分析から得られたものではない。それ故、柴田氏・細川氏以外の織田系大名の支配領域を対象に知行安堵・知行宛行などの権限の所在を検討する必要があるとする。

こうした点を踏まえ、①羽柴氏の支配する北近江や柴田氏の支配する越前八郡を素材に彼等の土地政策の特質や歴史的位置を検討することと、②羽柴氏の支配領域を対象に知行安堵・知行宛行などの権限の所在を検討することを課題として設定する。またこれらの分析の基礎的研究として、信長無年号文書の年次を確定するために、信長の書札礼の変遷を明らかにすることもまた課題であるとされる。

第一章「羽柴氏の知行政策をめぐって一近江北郡統治期における一」において、織田政権下における近世的知行制と石高制の形成を取り上げる。従来、この点に関しては、①石高制下の石高を生産高と規定した上で、織田政権下の近江、特に羽柴氏の支配する北近江において知行宛行などの際に石高が用いられた事実に着目し、その石高の性格を生産高とすし、当該地域において石高制の萌芽が見られるとする見解、②羽柴氏支配下の北近江における石高を生産高とはみなしえず、同地域における石高制の形成に疑問を呈する見解とがあることを指摘する。その上で、近江北郡の戦国期の状況を竹生島における

「日御供分」や「納帳」を分析し、そうした状況と上級領主であった戦国大名浅井氏の知行政策との関連にふれ、ついで羽柴氏による検地後の変貌を天正2年(1574)の「早崎村田畠并屋敷目録」を素材に検地の実施方式、地目記載、面積記載、一地一領主、斗代の性格などを分析することで明らかにし、その上で羽柴氏の北郡統治期の知行政策を検地の実施過程、竹生島以外の事例等を通して分析する。その結果、①当該地域において羽柴氏が一地一領主の適用を知行政策の原則としたこと、②この点は太閤検地実施期の同氏の知行政策とも共通するものであり、近世的知行制への萌芽と評価できること、③同氏は信長の指示に基づき一地一領主の原則を採用したのではないこと、それ故、羽柴氏の政策イコール信長の政策とは必ずしも断定できないこと、④羽柴氏は知行を与える際、石高を表示せず、面積のみを表示して与えたこと、この点は太閤検地実施期の政策とは異なること、⑤羽柴氏は土地生産力の把握を必ずしも志向していないこと、などを指摘する。

第二章「柴田氏の山林竹木支配」では、従来、柴田氏支配下の越前八郡などでは、実測を主とする丈量検地の実施によって、重層的で錯綜した収取関係が整理されて一地一領主の原則が定められ、また知行安堵・宛行の際に石高が用いられ、そして、個別領主の知行権が石高に限定される動向がおきたことをもって石高制の形成を主張する見解がある。それに対し、柴田氏による越前八郡の山林竹木支配の様相を、天正3年(1575)の禁制と天正4年の「國中申出条々」とを検討し、①越前八郡の山林竹木伐採に関わる諸権限、即ち百姓などの取得分の決定権、違法伐採者成敗権、これにかかわる「郷」への成敗権を柴田氏が掌握しようとしたことにこの政策の歴史的意義が認められること、②越前八郡の山林に関し柴田氏は取得分の決定権をある程度掌握したこと、③「國中申出条々」の第6条の山林竹木規定は山林竹木の枯渴防止と用木確保を両立させ、山林竹木の用益をめぐる紛争に対処しようとしたことに発令の要因があること、④この政策により越前八郡内の領主層は百姓などに対し用木の取得分の決定等を行えなくなり、個別領主の農業経営からの離脱が一步進んだと考えられること、⑤かかる点は大名が山野に対する領有権を強化する近世の状況と類似しており近世的な山林竹木支配の萌芽と言えることを論じ、⑥柴田氏支配下の個別領主の知行権が、石高で表示された高付地だけでなく石高で表示されない高外地にも及んでおり、彼等の知行権が高付地に限定されたことなどを内容とする従来の見解に疑問を呈する。そしてこれらの事実は、織田政権期において石高制とは異なる形の近世的知行制が形成されていたことを示すものであるとする。

第三章「羽柴氏の地域支配—知行安堵・宛行及び知行替の検討—」では、従来の研究が、織田政権期の地域支配において知行宛行権を掌握していたのは織田信長であり、個々の武将にはなかったとしてきたことに対し、それらの論証が、山城西岡や越前における地域分析の結果導きだされたものであり、織田政権後期の拡大した領土における知行宛行権の所在については、これまで検討されてこなかったことを指摘し、近江北郡から播磨、但馬、因幡へと拡大していった羽柴秀吉の支配領域に注目して、戦国期以来の本領を有する土着武士への知行安堵・宛行の様相を明らかにすることで、知行宛行権のありかを明らかにすることを課題として設定する。そしてまず、羽柴氏の支配領域の拡大を跡づけ、それぞれの支配領域における知行安堵・宛行・知行替について個々に分析し、結論として①羽柴氏は、従来から指摘されていた北近江・播磨・但馬のほか因幡・伯耆も支配領域としていたこと、②播磨・但馬・因幡の土着の武士に対し知行宛行を実施したのは羽柴氏であって信長ではないこと、③羽柴氏がこれらの地域内の土着武士の本領安堵を行ったこと、④信長在世中に羽柴氏が土着の武士を知行替の対象としたこと、を指摘する。また、⑤知行替の一因として兵糧確保という事情があったことを指摘し、諸大名の地盤関係の薄弱化のみが知行替の要因ではないこと、⑥羽柴氏のような事例が信長領国内では広く見られる可能性があることも指摘する。このうち②の指摘は、織田政権期の領知宛行権は信長にあったとする従来の通説に変更を迫るものである。

第四章「織田信長書札礼の研究」は、織田信長発給文書の大半を占める無年号文書の書札礼を検討することで、年次比定作業の基礎をつくり、そこから織田政権期の政治状況を考察することを課題とする。分析は、まず最も多く残る長岡藤孝宛の信長書状をとりあげ信長の書札礼の変遷を明らかにし、それに基づきこれまで年未詳とされてきた長岡藤孝宛書状の年代を推定し、ついで宛所の違いによる書札礼の変遷を明らかにする。そしてこの書札礼の変遷を根拠に多くの無年号文書の年次を推定し、その結果、①天正3年(1575)の信長の公卿昇進を契機として礼式は薄礼化し、なかでも文書の差出書に記していた「信長」の署名がほぼ消滅すること、②しかし、3年後の天正6年からは、差出書に「信長」と署名するケースが増加し、礼式が厚礼化することを指摘し、従来、信長の書札礼は彼の権力確立と対応して礼式の薄礼化が進行するという通説を覆す。さらに③こうした変化は、無年号文書という伝達手段の形式を変えることで家臣団掌握の強化、即ち主従結合の強化をはかるものであったこと、④こうした動向が戦国期の足利将軍や豊臣秀吉・徳川家康には見られない異質な動向である

こと、そして、そこから⑤織田政権晩期には前後の政権とは異なる大名統合のあり方が登場するとの見通しを提示する。

補論一「信長印判状二題一様式分類と名称付与一」は、織田信長の発給した印判状の名称について混乱のあることを指摘し、「恐々謹言」や「也」などの書止文言と「御朱印」「一札」などの当時の呼称を検討し、信長は、「状如件」を書止文言に用いた文書と年号を記し「也」を書止文言とする文書を「朱印」とよび、「也」を書止文言とする無年号文書を「朱印」とは呼ばなかったと結論づける。

補論二「織田信長無年号文書の年次比定」は、奥野高広氏の『増訂織田信長文書の研究』に収録されている無年号文書19点の年次比定を、書札礼の変遷を援用することで明らかにしたものである。

以上の分析を踏まえたうえで、「終章」では、羽柴氏の統治期近江北郡等での一地一領主の原則の適用や越前八郡を領する柴田氏領国における山林竹木支配の特徴のなかに織田系大名の支配領域における近世的知行制形成の動きを確認できるとする。

論文審査の結果の要旨

本論文は、織田政権下において国ないし郡規模の地域的支配権を与えられた武将（織田系大名）をとりあげ、石高制の成立に注目しつつ近世的知行制の形成について分析し、織田政権の歴史的な性格を明らかにしようとした研究である。本論文は、本文4章とそれに序章と終章とが配され、第4章には2つの補論が付されている。

織田政権に関する研究は、敗戦後に限っても、その政権構想、土地政策、商業政策、宗教政策など様々な角度から多くの蓄積があり、現在にいたるまで実証的成果も着実に積み重ねられている分野である。しかし、その歴史的な性格を中世的なものとするか近世的なものとするかについては、現在もおお決着はついてはいない。その中心ともいえる信長の土地政策については、1960年代以来、近世石高制の成立を信長政権期にみる見解とそれを否定的にみる見解とが相対立してきた。近年は、中世後期・戦国期の研究者を中心に、北近江・越前・丹後での検地分析をもとに、中世との連続面を強調する研究があらわれている。しかし、これらの地域は、信長政権でいえば比較的前半期における様相を示すものであり、必ずしも全時期を見通したものではない。また、従来の諸研究は、拡大した領土における土地政策をすべて信長自身の政策とみ、その地を与えられた武将独自の性格を追求する分析視角を欠いている。

論者は、こうした研究状況を踏まえて、従来の研究が取り上げてきた羽柴秀吉の領地近江北郡と柴田勝家の領地越前八郡を素材に彼等の土地政策の特質や歴史的な位置を再検討することと、従来ほとんど取り上げられなかった但馬・伯耆・因幡など秀吉の新たな支配領域における知行安堵・知行宛行・知行替を検討し、その歴史的な性格を明らかにすることを課題とする。

第一章「羽柴氏の知行政策をめぐって」では、近江北郡の状況を主として竹生島領を、戦国大名浅井氏と羽柴氏統治時期の変化に注目しつつ分析し、①当該地域において羽柴氏が一地一領主を知行政策の原則としたこと、②この点は太閤検地期の知行政策とも共通するものであり、近世的知行制への萌芽と評価できること、③羽柴氏は信長の指示に基づき一地一領主の原則を採用したのではないこと、それ故、羽柴氏の政策イコール信長の政策とは必ずしもいえないこと、④羽柴氏は知行を与える際、石高ではなく面積で与えたこと、この点は太閤検地期の政策とは異なること、⑤羽柴氏は土地生産力の把握を必ずしも志向していないこと、などを指摘する。③の点は、論者が新たに導入した分析視角であり、今後この時期を研究する場合には落とすことのできないものであり、論証された事実とともに本論文の大きな成果といえる。

第二章「柴田氏の山林竹木支配」では、柴田氏による越前八郡の山林竹木支配の様相を、天正3年（1575）の禁制と天正4年の「國中申出条々」とを検討し、①越前八郡の山林竹木伐採に関わる諸権限、即ち百姓などの取得分の決定権、違法伐採者成敗権、これにかかわる「郷」への成敗権を柴田氏が掌握しようとしたことにこの政策の歴史的意義が認められること、②越前八郡の山林に関し柴田氏は取得分の決定権をある程度掌握したこと、③「國中申出条々」の第6条の山林竹木規定は、山林竹木の枯渇防止と用木確保の両立と、山林竹木の用益をめぐる紛争への対処とに発令の要因があったことを明らかにし、④この政策により越前八郡内の領主層は百姓などに対し用木の取得分の決定等を行えなくなり、個別領主の農業経営からの離脱が一步進んだと考えられ、⑤かかる点は大名が山野に対する領有権を強化する近世の状況と類似しており、近世的な山林竹木支配の萌芽であると論じ、⑥柴田氏支配下の個別領主の知行権が、石高で表示された高付地だけでなく、石高で表示

されない高外地にも及んでおり、彼等の知行権が高付地に限定されたことなどを内容とする従来の見解に疑問を呈する。そしてこれらの事実は、織田政権期において後の石高制とは異なる形の近世的知行制が形成されていたことを示すものであるとする。

第三章「羽柴氏の地域支配」では、まず、羽柴氏の支配領域が近江北郡、播磨、但馬、伯耆、因幡へと拡大していくことを押さえ、そのうえで各支配領域における知行安堵・知行宛行・知行替について個々に分析し、①播磨・但馬・伯耆・因幡の土着武士に対し知行宛行を実施したのは羽柴氏であって信長ではないこと、②羽柴氏がこれらの地域内の土着武士の本領安堵を行ったこと、③信長在世中に羽柴氏が土着の武士を知行替の対象としたことを明らかにする。また、④知行替の一因として兵糧確保という事情があったことを指摘し、諸大名の地盤的関係の薄弱化のみが知行替の要因ではないと論じる。

第四章「織田信長書札礼の研究」では、織田信長が発給した無年号書状の年次を確定し、その結果①天正3年(1575)の信長の公卿昇進を契機として礼式は薄礼化すること、②しかし、3年後の天正6年からは、差出書に「信長」と署名するなど礼式が厚礼化することを明らかにし、③その背景には家臣団掌握強化があると指摘する。この天正6年以降に書札令が厚礼化するとの指摘は、従来、信長の書札礼は彼の権力確立と対応して礼式の薄礼化が進行するとしてきた通説に変更を迫るものであり、本論文の大きな成果といってよい。

このように本論文は、織田政権下の有力武将に注目することで、従来、信長が掌握したとされてきた知行宛行権等が有力武将の手にあること、また信長の権力増大とともに信長の書札礼が薄礼化するとされてきた通説を改めるなど、この期の研究に大きな成果をもたらしたものとして高く評価できる。ただ、個々の論証についてはなお十分とはいえない点があり、また信長政権の歴史的性格を論じるにはなお多くの分析がいるように思われる。しかし、こうした点は論者の今後の課題であり、本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2004年9月1日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。